

平成21年太宰府市議会第2回(6月)定例会

総務文教常任委員会会議録

平成21年6月9日(火)

福岡県太宰府市議会

## 1 議 事 日 程

〔平成21年太宰府市議会第2回(6月)定例会 総務文教常任委員会〕

平成21年6月9日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第44号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について  
日程第2 議案第45号 太宰府市都市計画税審議会条例の一部を改正する条例について  
日程第3 議案第46号 太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を改正する条例について  
日程第4 議案第48号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について

## 2 出席委員は次のとおりである(7名)

委員長	清水章一	議員	副委員長	小柳道枝	議員
委員	武藤哲志	議員	委員	佐伯修	議員
〃	門田直樹	議員	〃	渡邊美穂	議員
〃	長谷川公成	議員			

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

総務部長	木村甚治	協働のまち推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	松田幸夫	教育部長	山田純裕
議会事務局長	松島健二	会計管理者	宮原勝美
総務課長	大藪勝一	経営企画課長	今泉憲治
管財課長	轟満	協働のまち推進課長	諫山博美
税務課長	鬼木敏光	納税課長	高柳光
教務課長	井上和雄	学校教育課長	小嶋禎二
生涯学習課長	古川芳文	中央公民館長兼市民図書館長	吉村多美江
文化財課長	齋藤廣之	会計課長	和田有司
監査委員事務局長	井上義昭	議事課長	田中利雄

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名(1名)

書記 茂田和紀

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 皆さん、おはようございます。

まず、委員会の開会に先立ちまして委員の皆さんへ、本日は2名の傍聴許可をいたしております。また、大田議員も傍聴されておられますのでご報告を申し上げます。

次に、傍聴される皆様には、委員会中はお手元の傍聴の際の注意事項をお守りください。また、議案内容によっては討論、採決時に一時退席願うことがありますので、ご理解のうえご協力をお願いいたします。

それでは、ただ今から総務文教常任委員会を開会いたします。

今回、当委員会に付託されております案件は、条例の制定が1件、条例の一部改正が2件、補正予算1件です。なお、陳情書が1件送付されております。

それでは、議案の審査に入りたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第44号 「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」

○委員長（清水章一委員） 日程第1、議案第44号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 議案第44号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」説明させていただきます。議案書の34ページから37ページでございます。

最初に条例制定の経過を説明させていただきます。太宰府市立南保育所の委託に関連し、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、事務引継ぎのため来年3月末まで保育所職員を派遣する必要が生じたので、条例の制定を提案させていただくものでございます。

次に条例案の概要について説明をさせていただきます。議案書35ページをご覧くださいと思います。

第1条、趣旨を規定しております。公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとしております。

次に第2条、職員の派遣でございます。法律で定める団体のうち、規則で定める団体と取り決めにより職員の派遣をすることができると規定しております。第2項においては、第1号から第5号まで職員の派遣の対象外の職員を規定しております。第3項では法律に規定しております勤務条件及び派遣期間等以外に、職員派遣に当たって合意しておくべき事項を規定いたしております。

議案書36ページになります。次に、第3条でございます。派遣職員の勤務への復帰について規

定をいたしております。

次に第4条、職員派遣の給与でございます。法律第6条第2項に基づき、職員派遣の期間中市から給与を支給することができるかと規定いたしております。

次に第5条では、職員派遣後職務に復帰した職員について、派遣先の業務を公務とみなし、仕事中や通勤の負傷、疾病による休職は期間中給与全額を支給することとしております。

議案書37ページをご覧くださいと思います。次に第6条、派遣職員の復帰時における処遇でございます。派遣職員が職務に復帰した場合における処遇について、不利益がないように必要な調整をすることができるかと規定しております。

次に第7条では、職員派遣中及び派遣後職務に復帰した職員が退職した場合の退職手当について、不利益がないよう調整することと規定いたしております。

最後になりますが、附則においてこの条例は平成21年7月1日から施行するといたしております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） やっと条例ができたのは非常にうれしいんですけども、これのですね、第2条の職員の派遣のところ、規則で定めるものというふうに書いてあるんですけども、これは全く新しい条例制定でありますから、改正ではないので、どういった規則が決められているのかということも当然その条例の内容審議には関わってくるので、規則というのは当然定められていると思うんですが、それは今あるんですか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 案として持っております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 具体的にこれは、手元にそれがないので分かりませんが、どういった内容の規則になっているんですか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 条例の施行規則についてでございますが、4条から作っております。

第1条は趣旨ということで、職員の派遣等に関し必要な事項を定めるということにしております。

第2条としまして、条例の第2条第1項で定める規則に定める団体ということで、社会福祉法人みらいということで規定をしております。

それから第3条として、派遣職員の対象とならない職員の特例についてでございます。これは条例第2条第2項第3号の中での、規則で定める職員ということでの規定でございます。

それから第4条として、委任として必要な事項は別に定めるということにしております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 規則にせよ、特に新しい条例を制定するときはですね、さっき言いましたように規則も審議に関わってくることでありますから、これは少なくともやはり議員には配布をさせていただきたいということと、今回は規則の中で定めるものが社会福祉法人みらいさんしかないということになっているわけですね。そうすると、他のところに現在あいまいな形で行っておられる方たちというのは、これは対象にならないということですか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 現在予定している部分は、社会福祉法人みらいということですから、南保育所の関係ということで規定をしているところです。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、南保育所のために作った公益的法人の職員の派遣等に関する条例という形で、これには目的的なものがなくてですね、これは平成21年7月1日から施行するということですが、作ったものの、これが終了したら廃止するのかどうか、これはこのままずっといくのかどうか、まずこれが1点ですね。現在公益法人の派遣に関するという状況の中、財団は全くこの派遣に該当しないのかどうか。財団に委託をされているのに、やはり財団に職員が、指定管理者と言いつつも職員が派遣されて業務をやっているんですが、こういう関わりは全くないのかどうか。これはただ、社会福祉法人みらいだけの条例で、ある一定の事務の引継ぎが終わればこれは廃止するのかどうか、というのが第1点ですよ。

2点目ですが、派遣という状況の中で、職務権限、当然南保育所には保育所の所長などおるんですが、行政側から派遣された職員は所長的な権限があるのか、当然役職としても、参事補佐、参事的な役割を果たしているんですが、職務権限はどうなるのかというのが2点目ですね。

それから、これ見ておまして、派遣先で何かがあった場合ですね。まあ、あつてはならないことなんですが、問題が起こったとか、いろんな部分があるんですが。以前も南保育所で、調理で残った物を持ち帰り、ある一定の処分をされたとかそういう状況もあるんですが、事故が起こって父母から訴えられたと。こういう場合、いろんな様々なものが想定されるんですが、こういう事故があつてはならないんですが、あつた場合の処分は派遣先が決めるのか、行政が決めるのかというのが3点目の問題ですね。

それから今説明がありましたように、第4条の派遣職員の給与の関係ですが、派遣されて委託を出している。ところが公設民営というのが建前になっていますので、かかった費用は全額市が負担をするという状況になるんですが、残業代含めて。だから、委託を受けたところは全く公費を、いくらかかっても市が補償してくれるという。現在のところ公立の保育所で都府楼保育所が民間に移譲され、以前もこすも学園も民間に移譲され、独自性をもってやられているんですが、そういう派遣先の部分について、一方ではみらいの職員と行政から派遣された職員の賃金格

差が大きく差がつきますが、そこでの矛盾点がでてきます。一方では年間200万円から300万円の収入、一方では500万円から600万円の収入という状況になる可能性があって、同じ職員関係でありながら矛盾点がでてくるわけですが、こういう派遣職員の給与は全額市が持つという状況ですね。こういう状況と、もうひとつはそれに関係して、当然定期昇給というのがあります。定期昇給は当然行政の基準に基づいて派遣先で、昇給停止の問題がありましても、昇給はやる。ところが一方では昇給がないという状況にもなりかねない。みらいが採用した保育士については昇給停止等の格差が出てくるという問題。

まず、職務権限というか、期間が終って帰ってきた時に、今度は派遣された職員の受け入れ先が一般職になるのか、それとも、現在の公立の保育所は一箇所しか、五条保育所しかありませんが、そこに派遣するのかどうかですね。だから、派遣人員と、それから終了した後にはどうするのか。

いろんな質問しましたが、この条例案は、これはもうそのままずっと置いておけばですね、いろんな形で活用できるというか、行政側の内容としてもいろんな問題点がありますが、その辺をはっきりさせてください。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 今、武藤委員から5点ほどご質問があったかと思います。

1点目の条例について、廃止するのかというふうなことでございますが、条例のほうにつきましては廃止ということでは予定をしておりません。

2番目の職務権限という部分ですかね、あくまでも市のほうの保育士につきましては事務引継ぎのために南保育所のほうに位置づけをしているということでございますので、通常の保育関係ということであれば委託先のみらいのほうでの業務というふうなことになろうかと思えます。

それから3点目、派遣先で事故等があった場合というふうなことでございます。あくまでも保育所については公設民営ということで、業務については委託をしておりますので、そういった部分で、委託先の問題であればみらいのほうでというふうなことにもなりましょうし、あくまでも市のほうで委託しているということでございますので、その辺はまた市のほうと協議という部分も出てこようかと思えます。

それから4番目の、第4条、給与の関係でございます。賃金的な格差というふうなことの質問がございましたが、先ほど申しましたようにあくまでも保育業務の関係の事務引継ぎということで市のほうから配置をしている部分でございますので、市のほうでその分については給与を支払うというふうなことで予定をしているところです。

それから5点目です。戻ってきた時に一般職として配置するのか、それとも保育所の保育士として配置するのかというところでございますが、これについては現在のところはまだ決めてはおりません。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、今答弁いただいたんですが、廃止をしないということは、これを今後も財団に当てはめるといふか、今後もそういうものが予定されるという形で、あくまでもみらいという形で条例を、以前の民間委託の問題、公設民営の問題で論議になって派遣法の関係があつて作ったんですが、これはみらいだけの問題じゃなくて、今後も行政側としては公益的法人の職員の派遣に関する条例として、今後はこの条例案を活用をする予定があるというふうに受け止めていいわけでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 条例につきまして、現在のところみらい以外に適用する予定はいたしておりません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、今職員がですよ、派遣をされているといふか、はっきり言つて財団だとか社協だとかに派遣をされておりますが、この方たちは該当しないんですか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） この条例で、該当しないということで予定をしております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、社会福祉協議会に1名、財団に委託をしておりますが、これはどの条例といふか、どういう根拠で派遣をしているわけでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 財団等につきましては、本市の規則において市が行う業務としての位置づけをいたしておりますし、職員の辞令につきましても生涯学習課勤務を命ずるといふふうなこととしておりまして、兼務として団体の事務取扱を命じているという形をとっております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今その財団だとか社協だとか、それは規則に基づいて兼務命令を出しているということですけど、そうすると、あくまでもみらいは公設民営のために派遣職員という条例を作らないと対応できないから作ったということ受けていいわけでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） そのとおりです。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい。それじゃあ、回答の中でですね、いろんな事故があつた時に、あくまでも公設民営であるみらいと協議すると。責任の範囲、以前も皆さん記憶にあると思うんですが、こすもす学園でお子さんが、目を離した隙にJRに、線路に入って死亡事故が起きました。その場合についても、こすもす学園の運営は社会福祉協議会がやると。ただし職員に準じていたと。これは裁判にもなり、いろいろ行政側としても対応してきたわけですが、そういう事故があつたり、児童ですから何があるか分からない。そういう状況の中で、派遣された職員がお

りながら事件が発生した、事故が発生した、そのときの責任は、派遣された職員が担当していた時とみらいの職員が担当していた時と二通りの部分が考えられるわけですが、こういう場合の事故、そしてそれに対応する協議は行いたいということですが、ここの部分について明確にすべきじゃないかと思うんですが。あつてはならないことなんですけど、過去にあつてはいます。この辺はいかがですか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 今の事故の関係でございますが、先ほどから申しておりますように、あくまで市の職員のほうにつきましては、事務引継ぎというふうなことで配置をするようにしておりますので、通常の保育業務といいますか、そういった部分では対応はしないというふうなことが基本になろうかと思えます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 最終的には事務引継ぎには、来年の3月31日まで何名ですか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 南保育所のほうに保育士を3名派遣を予定しております。別に、市のほうの窓口というふうな形で、子育て支援課付けで参事を1名置くということにしております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） じゃあその3名についての職務権限は事務引継ぎという形で、保育業務には携わると思うんですが、職務はどんな職務をさせようというふうに考えているんですか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 以前の経過のほうで、私のほうで回答させていただきます。

今総務課長言いましたように、基本は事務引継ぎということでこれまでずっと考えてきております。その中で、じゃあどれだけの期間を引継ぎで必要とするのか、1カ月、3カ月、1年というような、いろんなこれまでの交渉の中でございました。そして、子育ての記録帳というんですかね、そういうものをぽんと渡せば済むもんじゃないですよというのが職員組合のほうからも要望としてあがってきましたので、その辺の個別のお子さんの家庭背景まで含めた引継ぎということで1年間を確保しておるところでございます。

そういうところから、クラス担任になって、うちの市の職員がクラス担任になってどんどん指導していくというものではございませんで、あくまでも主は社会福祉法人みらいのほうに、すでに南保育所のほうに全部入れて33名の雇用が出来ておりますので、その中で運営をされております。そこに、従として引継ぎの、いろんな家庭環境まで含めた引継ぎを、これまで培ってきたものを市の保育士のほうから引き継いでいくということで考えておりますので、今総務課長が申しましたように、基本は、主は社会福祉法人みらいのほうの体制の中でされていくものというふう判断いたしております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 33名も保育所におけるわけじゃないんですね。みらいという形に、隣保館

や児童館やデイサービスを含めて、委託をした職員が33名で、実質保育所にはみらいは何名を雇用しているのかどうか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 33名というのは、南保育所で雇用が33名。これはあくまでパートでありますとか、朝だけとかですね、延べ33名ということでご判断いただければと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ちょっと待ちなさいよ。たった子供が60人ぐらいしかいない所に、どこの保育所もそんな職員を、朝だとか夕方だとかでね、33名も雇用して、公設民営ならば大変な費用の支出が、私は隣保館や児童館も含めて33名とっておりましたが。この33名の人件費は全額市がみるんですよ。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 福祉ではないので細かなものは分かりませんが、措置費というんですか、厚生労働省基準の。措置費の中で委託しておりますので、その中で全て賄われております。

それと先ほど言いましたように、常時33名いるわけじゃなくて、延べでございまして、朝だけのパート、朝だけお願いしている人も一人というふうに数えて参りますので、延べで確保しておるのが33名ということでご理解いただければと思っております。

○委員長（清水章一委員） 人件費は措置費の範囲内ということね。はい。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 公設民営化という形になってはいますが、事務引継ぎを終った後は公設はやめて民営化にするという方針はあるんですか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） あくまでも公設は公設でございまして。内部の保育業務と調理ですか、それについての業務を社会福祉法人みらいに委託しておりますので、先ほどご質問ありましたように、いろんな事故があった場合でも公設、設置者としての太宰府市の責任は逃れるものではないというふうに判断をいたしております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そこに、これだけ太宰府市には私立の保育所が各地にいろいろ、今、保育所の状況の中でね、一方だけが公設民営で他の私立の保育所との格差がそこで出てくるんだけど、純然たる公設なのか民営なのかというのは区別をつけるべきではないかというように思うんだけど、あくまでも公設民営、運営だけを。それかといって指定管理者ではないと。こんな状況がですね、あることが問題にもなるんじゃないかなと。だから、民営に反対という状況と、都合のいいように議会には公設、責任があれば市が持つ。運営、人件費とかそういう運営費は補助金内でやってもらうという状況で、さっきも言ったように職員の3名については給与、残業代、それからそういういろんな部分を全部みると。派遣が終れば、一般職になるか保育士になるか未定というような、そういう不確定な状況での内容についてはですね、やはり明確な方針を出さない

ことには問題点は起こるんじゃないですか。行政が、その執行部としてもね、どういう形か分かりませんが公設民営という形で、矛盾点がいっぱい今後出てくるような感じがします。

だから、筑紫野市も保育所を、委託を受けようかという状況の中で、太宰府市方式なら受けてもいいと。全額市が負担をしてくれると。そうすると、私立の保育所では矛盾点が出てくるんですよ。だから、その辺は今後の方針として、公益法人への職員の派遣という形でやっていますが、今後は見直しを行うような状況も内部検討が出来ればと思うんですが。とりあえず派遣が終れば、これはもうそのままになりますけど、後、私ども議会で予算の支出を、五条保育所と南保育所と分けて審査をしていくと、公設民営でどのくらいの支出がいったのか、直営である五条保育所がどうなのか、私立の保育所の保育所別の支出がどうなのかというのはここではっきり出てくるんですが、中間的なね、保育所の決算を見てもいい必要がありますが。今のところはそういう派遣に対する条例ですので、質疑したところです。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 先ほど武藤委員の質問の中で、他への適用は考えていないということだったんですが、私はこの派遣条例の制定というのは労働者派遣法が出来た時点からいろんな自治体がすぐに対応して条例を作った経過があって、太宰府市でもすぐにこの条例は作るべきじゃないかという事は言ってたんですが、それはもう既にやはり先ほどから言われてますように、財団とか社協にはもうこれは、兼務とは言われても実質的には派遣というふうに受け取られても仕方のないような状況で仕事をされている職員がいらっしゃるのは事実ですから、執行部の中でもう一回ですね、財団とか社協に対してもきちんとこの条例の中に則って、法に則ったんですね、職員をきちんと派遣することはもう一回ちゃんと検討出来ないでしょうか。これ部長のほうがお答え出来ると思いますけど、出来ませんか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今回は条例の提案、新設ということで提案をさせていただいております。最後の附則を見ていただければわかりますように、この条例は平成21年7月1日から施行することということで、終期は設けておりません。だから、議決いただければ7月1日から有効として、効力を発生いたします。その後につきましては、この条例の適用とする団体については規則等で定めて参りますので、する、しない、現時点では社会福祉法人みらいだけを想定いたしておりますけども、今後市の行政の組織としてのあり方、あるいは職員の配置先のあり方については常に、とりやめるとかするとかではなくて、常に検討はしていかなきゃならない、見直していかなければならないというものだといふふうに考えておりますので。する、しないという事は、今回、今の時点では申しあげられませんが、常に検討していく課題というふうにとらえております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） じゃあ要望ということにしておきますけど、先ほども申し上げましたけど

も、やっぱり新しい条例制定ですから規則というのもですね、私たちにはきちんと、議員には資料として事前に配っていただきたいということと、他の自治体では条例の中に派遣先まで入れているところがあるんですね、名前をきちんと。そうすると、議会で議決を経てそこに派遣が出来るかどうかということが決定出来るわけですけど、規則だったら議決がいらぬわけですから、今後は規則でどんどん変えられればですね、要するに議会の議決を経ずにそこに派遣したりやめたりということが執行部の中でそれが出来るようになるので、検討される時にぜひその部分もですね、今度は規則ではなくて、出来れば議会の中でも審議が出来るような形での条例の変更も併せて検討していただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今、執行部から具体的に説明を受けました。太宰府市で初めて公設民営の南保育所が運営をされて、引継ぎのために職員を派遣するために、以前も議会で論議になって、こういう派遣に関する条例が出来たわけですが、やはり公設は公設でやるべきであり、民営は民営という、現在のところ民間経営の社会福祉法人の保育所もたくさんありますが、こういう中間的な保育所が適切かどうかは今後内部検討いただいて、明確にするように私は要求をし、今回こういう、当面のところ3名の職員を派遣するということですが、この派遣の終わった後には明確にさせていただくよう要望をして、賛成をいたします。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第44号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時34分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第45号 「太宰府市都市計画税審議会条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第2、議案第45号「太宰府市都市計画税審議会条例の一部を改正す

る条例について」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（鬼木敏光） 議案第45号「太宰府市都市計画税審議会条例の一部を改正する条例について」補足説明を申し上げます。

今回の改正は、自治会制度の導入によるものと、委員選考基準を太宰府市附属機関等設置及び運営に関する要綱に基づきまして、条例の一部を改正するものでございます。

別紙、条例改正新旧対照表の47ページをご参照ください。

改正の内容といたしましては、条例第3条第1項の審議会の委員定数10人を10人以内とし、第2項で市長が任命するから市長が委嘱するに文言の統一をいたしました。また、各号の委員につきましては、太宰府市附属機関等設置及び運営に関する要綱に基づきまして、市議会議員につきましては縮減を図ったことと、区長を区自治会長に、学識経験者を識見を有する者に改め、さらにその他市長が適当と認める者を新たに加えて改正をいたしております。

また、第6条で税務課を市民生活部税務課と所管の部署名の統一を図っております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 改正案のですね、委嘱するメンバーに区の自治会長というのが入っておりますけども、区長の場合は行政機関の末端ですから、こういった審議会等へのですね、市長の委嘱というのは法的にも何ら問題はないと思うんですが、区自治会というのはもう任意団体になっておりますので、それをこういった形の条例の中にですね、任意団体の名前を挙げてしまうということは、法的に全く問題はないんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（鬼木敏光） その地区の代表、情報を収集される方というふうなことでですね、またその他にですね、その他市長が適当と認める者というふうなことで、やはり市の市民代表を入れておりますから問題ないと解釈しております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） ごめんなさい、今の意味があまりよく分からなかったんですけど、この区自治会長という言葉、これは要するに、例えばお琴の会とかですね、そういったサークル名を直接入れたようなのと同じようなことですから、それが行政機関じゃありませんから、区の自治会というのが。だから、それを入れている、この文言を入れていることが法的には問題はないのでしょうかという質問だったんです。これ、もちろん市長が適当と認める者というのはいいと思いますが、自治会というのを、こういうところの文言として適切かどうかということを知っています。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（鬼木敏光） 私のほうでは問題ないと解釈しております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず47ページ、新旧対照表ですが、なぜ10人で構成するというのを以内に  
したのかどうか。ここで見ますと、当然都市計画、どのようにしていくのかというのはですね、  
いろいろ、市長が言うように景観条例があったり、それから北谷、内山の白地問題をどうするか  
とか現在の高雄の市街化調整区域、こういういろんな部分で今後も都市計画審議会しなきゃいけ  
ませんが、当然議会の代表は3名、今までは区長が2名、都市計画審議会の部分が2名、学識経  
験者が3名と入っていますが、こういう今まで人員を入れたものが、以内とするということで入  
っていないというところにまず1点問題があります。今議会の代表の中で、以前は社協があった  
りですね、いろんな形で、シルバーの部分がありましたが、現在議会の委員の発言する場所とい  
うのはもうなくなってしまっております。そういう状況の中で、これを、議会の代表が2名にな  
る可能性もあるし、議会からは、はっきり言って市議会議員というのがここで消えてしまってい  
るんですよ。市議会議員と入れていけば、市議会議員としてやはり入れるべきじゃないかとい  
うのが1点ですよ。今までは入っていたと。ところが消えてしまっていると。それが都市計画審  
議会委員になるのかどうか分かりませんが、まずこういう第1号から第4号の部分で、都市計画  
はありますし、それから識見がある、それからその他市長が認めた者という部分が新たに出てき  
ていますが、この1点について、市議会の代表3名出ていますが、これがどうなるのかという問  
題が1点です。

2点目がですね、第2項の区長が区自治会長という表現になっていますが、これだけ論議にな  
って自治会になったんですが、区を使うということよりも市内自治会長というふうな名称に変え  
るべきじゃないかと。だから44区の市内自治会長ということなら分かります。区自治会というこ  
とは、区がある、通古賀区とか観世音寺区とかありますが、やはりここは市内の自治会、長じゃ  
なくて自治会という。そして、しかもあれだけの論議になって7つの小学校の校区の代表が選ば  
れて、その中から校区自治協議会長が選ばれ、いろんな部分の論議をしてきた中に、区自治会長  
となってくると、どこの区の自治会長になるのかという問題点も出てくる。

だからこの名称の使い方、それから議会という部分が消えていることについてですね、本会議  
で報告する時に、私ども市議会議員がなくなったがどうなるのかと。消えている、もういりませ  
んと言われたらそれで終わりですよ。

議事課長、今都市計画審議会委員は誰と誰がなっているか、ちょっと分かりますか。

（渡邊美穂委員「私と大田議員です」と呼ぶ）

○委員（武藤哲志委員） 2人だけ。この3人というのになっとったのが、2人しかなくなっていないと  
いうのもまたちょっと。

さっきから市民生活部長が手を振りよるが、あんた、ちょっと、先に言いたいなら言わんね。

（市民生活部長「委員長」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 武藤委員の質問はですね、都市計画審議会と都市計画税審議会と混同して質問してあるというふうに思います。私どもが今回提案をしていますのは、都市計画税審議会です。今市民の方に、昭和59年からですか、100分の0.2の税率をお願いしているんですが、この当時、昭和58年の7月ごろにこの条例が制定をされております。それは本市が初めて都市計画税を導入する時に市がこの審議会に税の必要性について諮問をした時の審議会の条例でございます。つまり、この昭和58年の7月に税審議会が立ち上げられまして、その時だけ審議をされて以降、今日まで1回もこの審議会は開催されておられません。今後も、本市の税率を変える、あるいはその他の問題点が発生しない限りは、この税の審議会は開催する予定はございません。

今回これを翻ってよく中身を精査してみますと、たまたま区長制度が廃止になり自治会制度になりましたので、この条例を点検しているうちに、この都市計画税審議会だけがそのままの、当時の条例になっておりましたので、言葉、文言等も含めながら改正の提案をいたしております。

特にもうひとつの質問の、議員さんについての位置づけなんですけども、都市計画審議会については国の法律によって市議会議員は必ず入れなさいというルールがありますので、その通りに市議会議員さんを選考させていただいております。ただし、この税の審議会につきましては、市独自で設置しました審議会でございますので、市の方針に沿って、市議会の議員さんは出来るだけ縮減を図っていかうという市の方針がございますので、他の条例に合わせまして議員さんについては縮減をさせていただいております。この市の方針と言いますのが、議員さん等々含めて、行政改革、当時盛んに議論されておりました。その時に、市としては平成11年にこの要綱を設置をいたしまして、それぞれ行政改革方針にそって委員の数、それぞれいろんな審議会とか委員会がありますけども、委員の数を縮小していかうとか、あるいは市議会議員さんについては議会という議論の場があるから、出来るだけ遠慮をしていただこうと、そういう中身の中で今日まで至っておりますけども、先ほど言いました税審議会の条例につきましてはずっと審議していなくて、今回初めて見直した時にそういう文言が発見されましたので、改めて今回改正の提案をさせていただきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ずっと見よったらやっとな気がついたから出てきたなんて、じゃあ私どもはこういう部分で今あなたから言われて見てみたら渡邊委員と大田議員が都市計画審議会委員になっているけど。都市計画税審議会、今0.2%ですかね、この0.2%を見直す考え方はないし、ただ名称がこういう形で市議会議員が入っている、区長が、という状況で、10人以内ということで。ただ、議員は議会で審議をするから必要ないという理由で説明を受けたんですが、何年も放置をしとったんですか。これを見ると、これいつ出来たかというのは分からんね。

○委員長（清水章一委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） これは昭和58年7月に条例制定をいたしております。今回の39ページ

の条例の提案の中にも一番頭のほうに昭和58年というふうに明記しております。

つまり、それに、先ほど言いましたように、当時太宰府市に都市計画税を導入する時に諮問をし答申をしてもらう必要があったので、この条例を制定しております。昭和59年度から都市計画税が始まりましてから以降は何の問題もなく、一回も審議といたしまししょうか、開催はいたしていません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 有吉さんの時にこの問題が初めて出てきて、都市計画税がかけられるからという形で論議した記憶はありますけど。

それじゃあ、もう1点ですが、区自治会長という表現はですね、あまり好ましくないと思うんですよ。今までこれ論議してきた中でね。ある一定、市内自治会長というふうな表現にすべきじゃないかと。ここがまた、行政区長だったのが、長だけ取って、区自治会長と。どこの自治会長が選ばれてくるのかというと、7名の中から選ばれてくるのか、その7名がもし、まあ今後必要になった時ですよ、表現上の関係ではね。だから今夕張市ははっきり言って最高税率0.5%まで都市計画税上げたんですよ。今全国に赤字団体というか再建団体が全国で5つあります。そこがどうしても財源確保のために最高税率として都市計画税を0.5%まで上げることが出来るということで、上げた自治体が5自治体ありますけど、太宰府市はそんなに赤字になっていませんから上げる必要もないと思うんですが、こういう区自治会長という部分については内部検討で見直す必要があるんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○委員長（清水章一委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 現在担当のほうで市全体の自治会のあり方について将来的な構想がございますけども、つまり区自治会連合会なるものを最終的には整理をされる予定なんですけど、私どもも、もし仮にこの審議会を開く必要があり、この区自治会長さんを選ぶ必要があった場合については、そうした連合会のほうにお願いをし、どなたか代表を推薦願いたいというふうに依頼をするというふうに思います。

ただ、この区の自治会長さんの必要性については、やはり税、まち全体に関わる税の問題ですので、幅広く意見を聴くために、つまり市民代表として多くの意見を集約しながら参考にさせていただきたいという意味も込めて、区自治会長の代表ということを考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） ちなみに、今言う区自治会長というのは、もう名称が変わったので、都市計画税審議会だけ残っていて、あとは前区長さんだったのが、もう全部区自治会長さんになっているということですね。

協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 区長委嘱制度の廃止に伴いまして、議会でもいろいろとご

意見、ご質問いただきまして、ご報告いたしておりますように、区の範囲、設置については変えておりません。渡邊委員のほうから新しく自治会になったので任意組織ではないかというようなご意見がございますけれども、区にありました組織は従来からも任意組織でございます。区の設置規程の中で、区から推薦をされた方を委嘱して区長にするということが、市長が委嘱するというようになっておりましたので、そこを見直しまして、市長が委嘱する区長制度については廃止をします。これからは今あります区の組織と行政と、市との協働のまちづくりをやっていきたいということで。それぞれ区の組織については、区会といたり、町会といたり、自治会といたり、それぞれ呼び方が、それぞれの区の中で決めてあるというのが現状でございます。そういう中で、名称を統一するというので、区長会と議論を行いましたけれども、名称については今まで長い歴史の中で培ってきたものがあるので、一律に統一はなかなか早急には難しいということでしたので、市としては区自治会というような呼び方で統一をしたいと。ただ、実際の名称についてはそれぞれの区の名称として存続をするというようなことになっております。

それで、区の設置の規程の中で、それぞれの区の自治会長という形で届け出をしていただくということで、本年度になりまして44行政区から自治会長の届け出をいただきましたので、名称としては何々区自治会長ということで市のほうとしては統一した取り扱いをするということでやっております。今回、先ほど市民生活部長、あるいは所管課長のほうから説明がありましたように、区長という名称を区自治会長ということで修正するというので、先ほど武藤委員がおっしゃいましたように、校区の協議会については名称が校区自治協議会の会長というような名称となりますので、これとは当然区分が出来るものだろうと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） はい。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 採決を行います。

議案第45号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第45号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時55分〉

○委員長（清水章一委員） ここで11時5分まで休憩します。

休 憩 午前10時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午前11時05分

日程第3 議案第46号 「太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を改正する条例について」

○委員長（清水章一委員） 日程第3、議案第46号「太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の補足説明をお願いします。

中央公民館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 議案第46号「太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を改正する条例について」の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、新しい自治会制度の導入に伴う名称の変更によるための改正を行うものであります。

お手元の新旧対照表の48ページをご覧くださいと思います。48ページ、現行、第4条及び第5条中、当該区とございますところを区自治会というふうに改めまして、第6条、第8条中、区長とありますところを区自治会長に改め、文言の整理を行っております。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 補足説明は終わりました。

質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） これもさっきと同じなんですけどね、これは結果的にはこうなると思うんですけど、順番の問題なんですよね。今、今年1年というのは各行政区が自治会に入ってから経過措置の1年だと思えますね。規約改正等によって、例えばこういった公民館の負担をね、自治会で負担をしますというふうに規則等に謳ってあるところが多いと思うんですけど、その規則の改正をまだやっていない自治会もあるわけですね。さっきから言っているように自治会というのは任意団体ですから、極端なことを言えば作るも作らないもその人たちの勝手なわけですから、まずは自治会のほうの規則改正がきちんと全部終わったうえで、本来ならば条例が変わってくるべきじゃないかと。最初に条例、上位法は変わってしまったらですね、順番としてはね、私はおかしいんじゃないかと思うんですが、そういうふうなことは内部では少しは検討されました、時期的にもう少し待ってみようとか、総会が終るまで待ってみようとか、そういったことは検討されました。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 公民館の今回の改正ですけれども、整備補助金の改正ですけれども、もう4月からすぐにこういった補助金の申請が出ておりますので、それを対応するために自治会という名称をですね、使わざるを得ないという状況で、今回改正になっております。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯修委員） ということは、各区でまだ自治会、遅れているところは遅れているなりでい

いんでしょ。区は文言を変えたほうがスムーズに行くということで、早めに変えられたということですね。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） はい、そのとおりです。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まずお聞きしたいんですが、条例が改正されることによってですね、地区公民館運営助成金交付規程というのが1点ありますよね。平成3年、この交付規程についても前何回か私も質問させていただいたんですが、まずこの規程とですね、それからこの地区公民館施設整備条例というのが今出てきたんですが、この条例と整備に関する規程というのが関連する条項があるんですが、これも、これが成立した後に規程の名称を太宰府市地区公民館という、これは扱わないのかどうか。この辺はどうですか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほどの委員長の質問にもございましたけれども、今回新たな区の設置規程の見直しに伴いまして、区長については区自治会長、あるいは区を区自治会というような形で条例あるいは規程の見直しを全課一斉にやるように指示を出しております。当然条例については議案として提案されておりますのでありますがけれども、規程についてはそれに合わせて、当然規程の見直しを、作業をしているところです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、これが議会で可決になると直ちに運営助成金交付規程と規則ですね、これも同時に変えなきゃおかしいわけでしょ。だからまず、この条例が可決した後にこういう関係する規則の改正も、字句の修正を行わなきゃいけませんし、そういう状況だということも、直ちに行うということですか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） そういうふうに指示をしておりますので。

ただ、規程一つひとつについては、それぞれの所管のほうで時期は計っているとは思っておりますけれども、見直し時期については統一を図るよということによっております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今公民館からもいろんな形で補助金の申請が出てきているんですよ。今年公民館を少し改築したいとか補修したいとかというのは、あくまでも施設整備の条例に基づいて、運営補助金とかそういう部分ここにありますのでね、だからそれも早急に扱っていただかないと。一方では条例が成立したらそれに関係する条例、規則も整備をするということで説明を受けたということでもいいですね。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 武藤委員がご質問されてある地区公民館運営助成金

の交付規程の話だと思いますけども、こちらのほうは地区公民館長ということになっておりますので、今回区長と使っているところを自治会長に条例は改正させていただいておりますが、そういった規程の中には区長という名称が出て参りませんので、そういった改正は今後出てこないと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私としてはね、自治会となったならば公共施設として、早く言えば航空騒音の関係で行政区の中に7つの公共施設があるんですけど、これも指定管理者に以前行ったんですね。通古賀にしても大佐野とかありますが。ただしそれ以外に44区には公民館があるんですが、やはり公民館もはっきり言って条例上は自治会に委嘱をするということになる。そして当然自治会の公民館の整備をやる時に、そこだけは区の公民館というような表裏的になるのは、少し、自治会の施設というふうな状況に、問題点も出てくるんじゃないかなというような感じも少しするんですけどね。それは、名称が、区の施設になっているという問題もありますけど、この区の公民館の今までの取り扱いを、早く言えば通古賀自治区公民館というような感じにしなきゃいかんんじゃないかなという感じは私はするんですけどね。それはもうしない方がいいのかという。だから、吉松だって共同利用施設がありますけど、あれを指定管理者にしていますが、あくまでも、吉松も向佐野もありますし、いろんな部分がありますが、あれの規則、補助金規則、助成金や規則を見るとね、そこまで扱わなくていいのかどうかというのがひとつありましたからお聞きしたんですけど、問題がないと。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 今の時点では改正を考えておりませんでしたけども、今後自治会制度の推進ということもございますので、協働のまち推進課と協議しながら、そこは整理していくということに、考えていきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 先ほどもありましたけど、私どもは条例はここで審議が出来るんですが、規則が変わったりした時にはですね、ある一定、こういう規則の変更をしましたよというのは何らかの機会に報告いただけませんか。規則や要綱とかいうのは市長の権限で出来るようになっていますが、それは例規集を見ていかないとわからないんですよ。だからある一定、今後自治会制度になったために関連するいろんな部分があって、規則や要綱を変えた場合は何らかの形で議会にも報告いただきたいと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 法制の担当といたしまして、規則を公布すれば当然公示もしておりますし、公表もしていくべきものだというので、庁舎内ではメールで各部長のほうには、公表、公示しましたということで報告もしております。同じものを何か、お知らせするような形で検討したいと思います。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 採決を行います。

議案第46号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手です。

したがって、議案第46号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時16分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第48号 「平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」

○委員長(清水章一委員) 日程第4、議案第48号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」当委員会所管分を議題とします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認めます。

それでは、歳出の審査に入ります。

説明に際して、関連する歳入や債務負担行為がある場合は、併せて説明をお願いいたします。

補正予算書10ページ、11ページをお開きください。

1款1項1目議会費について、説明をお願いします。

議事課長。

○議事課長(田中利雄) 10ページの1款議会費、1項1目の庶務関係費でございます。14節の使用料及び賃借料から説明いたします。議員政務調査用端末賃借料でございます。現在、議員控室に設置しておりますデスクトップパソコン3台、これは2001年、平成13年の型で大変古い機種でありまして、経費節減のために庁内事務で使っておりましたリース終了後のパソコンを移管して活用しておりました。現在ネット環境、あるいはソフトの作動など性能的に追いついておらず、いろんな情報収集、編集等で支障をきたしておるとい部分もありますし、議員さんのほうからも性能向上の要望があがっておったところでございます。

そこで、今回新型のデスクトップパソコン2台を5年のリースによって入れ替えたいということで、お願いをするものでございます。リースにつきましては月額7,000円で、今年度は8月から3月までの8カ月分5万6,000円を今回補正で計上させていただいております。

これにつきましては関連で4ページをお願いいたします。4ページに債務負担行為補正というところで、追加として平成22年度から平成26年度までの5年間ですね、政務調査用端末賃借料と

して計上させていただいて、限度額を36万4,000円としてお願いをするものであります。

また、先ほどの10ページに戻っていただいて、12節の役務費、廃棄処分手数料でございます。これは、今説明いたしましたパソコンを購入する際に3台のパソコンが残るわけですが、2台を廃棄をいたします。これの分が1万2,000円であります。残りの1台につきましては学校教育課のほうで使用したいという希望がありましたので、移管する予定としております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（清水章一委員） これについて質疑はありませんか。

佐伯委員。

○委員（佐伯修委員） 実はこの廃棄なんですけど、最近町の中でいろいろ、廃棄物を無料で回収しますという軽トラックが回っていますよね。これに2台出すとなると無料じゃないかなと思って、1万2,000円もかかるというのはどういうことかなと思うんですけど。

○委員長（清水章一委員） 議事課長。

○議事課長（田中利雄） 廃棄につきましては、いろんな情報等が入っている部分もございまして、産業廃棄物収集運搬許可業者というのがおりますので、リサイクルに伴いまして廃棄物再生事業者登録の許可事業者処理をさせるという形にしております。念のために同時にパソコン内のハードディスクも破壊をして破壊証明をいただくという手続きを取るために、ここに料金をあけております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

2款1項2目文書費、7目財産管理費について、それぞれ説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（大薮勝一） 2款総務費、1項総務管理費、2目文書費、文書管理関係費の4節共済費及び7節の賃金についてご説明をさせていただきます。

この補正につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業としまして、事務補助のために臨時職員をお願いするための補正でございます。その関係の賃金及び共済費を計上させていただいております。

また、歳入のほうになりますが、8ページと9ページをご覧いただきたいと思います。15款県支出金の2項県補助金、7目の労働費県補助金の1節労働費補助金といたしまして、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金が歳入として計上しているところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟満） 庁舎維持管理費の補正でございます。文書管理費と同じ趣旨でございます。福岡県の緊急雇用創出事業に伴います人件費及び共済費の補正でございます。

中身としましては、備品関係のデータベース化、現在手作業で備品台帳を整備しておりますが、この台帳の整備が相当遅れている部分がありますので、今後データベース化しまして新しい台帳を作っていきたいと思っております。そのための臨時職員1名の賃金、共済費の補正でございます。

同じく関係しまして、8ページ、9ページ、15款労働費県補助金、緊急雇用創出事業、この中に80万6,000円の補助金が入っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 臨時雇用されるのはおそらく2名だと思いますけども、確実な数字とそれから労働期間、これ80万円なので何カ月ぐらい雇われるのかということと、この県の補助金で約2,000万円ぐらいのお金が出ていますけど、これはあとはどのような用途になるのか、併せてお答えいただきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大藪勝一） 1点目の期間の関係でございますが、文書管理関係費の部分で言いますと、7月から12月までの期間の間で120日を予定いたしております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟満） 庁舎維持管理費の備品整理につきましても、同じ1名で120日間を予定しております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） この緊急雇用について、太宰府市の枠としては総額今のところ2,970万円来ております。それで平成20年度の3月で臨時職員4名雇っておりますのが既に終わっている分で、今回6月補正で7件計上させていただいております。その合計が2,274万1,000円、それと消防組合のほうに太宰府市の枠分として124万円渡しますので、残り約200万円程度が今の枠からまだ使える状況になっておりまして、これについてはまだ、今後も詰めていって有効活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

これは臨時雇用の場合は何か条件があるんですか。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） はい。臨時雇用と雇用創出と二つあるんですけれども、雇用創出のほうについても同じように枠が来ておりますけれども、現在いろいろ検討しておりますけれども非常にハードルが高いというのもございます。そちらのほうについては、新たに雇用を作ると、雇

用を創出するということをございますので、太宰府市はサラリーマン世帯が多いというのをございますし、非常に、いろいろ検討しておりますけれども、現時点ではまだ予算化されておりません。

それと緊急雇用については今申し上げましたとおり活用しておりますけれども、それぞれ条件がございまして、基本的には失業者を救うというのが大きな目的でございまして、その人件費が何割以上なくてはいけないとかですね、条件はございます。人件費が8割以上とかですね、3分の2以上とかそれぞれ条件がございます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

14、15ページ、10款1項2目事務局費の教務課庶務関係費、16、17ページの学校教育課庶務関係費について、それぞれ説明をお願いします。

教務課長。

○教務課長（井上和雄） 10款教育費、1項教育総務費、2目の事務局費の教務課庶務関係費の13節委託料184万5,000円につきまして、説明させていただきます。

この委託料につきましても、今回国の緊急雇用創出事業臨時特例基金交付金、これを活用いたしまして、現在小中学校で草刈りを委託しているわけなんです、通常の委託に加えまして各学校1回分のみを今回この184万5,000円計上いたしまして、小学校6校、中学校3校の草刈りを委託予定をしております。

財源につきましては、先ほどから出ております8ページ、9ページの15款県支出金の7目労働費県補助金の中に含まれているところでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 続きまして学校教育課庶務関係費、賃金、事務補助員の159万2,000円について説明をさせていただきます。

小中学校への文書配布事務、学童保育所の入所受付、就学児健康診断に関わる準備業務及び窓口業務などの学校教育課の課内事務補助員としまして、7月から3月まで1名、月額17万6,800円、これの9カ月分、159万2,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） はい。

併せてお願いしましょうか。

（学校教育課長「続きまして、よろしいですか」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） はい。

○学校教育課長（小嶋禎二） 次に学校管理費の小学校管理運営費560万3,000円と、中学校管理運営費285万2,000円でございますが、これも国の失業対策といたしまして緊急雇用創出事業臨時特例

基金事業補助金、これを利用して小中学校に図書事務の補助員を雇用しまして、本の整理や陳列方法の見直しを行うことにより、図書室の環境づくりを行いまして図書室の利用促進を図るものでございます。

小学校につきましては共済費7名分の雇用保険料、社会保険料、労災保険料59万3,000円と、賃金につきましては7校分、各1名、月額12万円の6カ月分で504万円、これを計上させていただいております。

中学校につきましては共済費4名分の雇用保険料、社会保険料、労災保険料26万円と、賃金につきましては4校分、各1名で、月額7万2,000円が1校、月額12万円が3校、これの6カ月分、259万2,000円を計上させていただいております。

歳入につきましては8、9ページの15款県支出金、2項県補助金、7目労働費県補助金の緊急雇用創出事業臨時雇用創出事業臨時特例基金事業補助金に歳入として計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） はい。

質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） すみません、図書館の問題ですけど、確か太宰府市は小学校の図書司書を学校事務のほうに半分ぐらい回して、結局図書館の開館時間が昼休み30分とか、夕方も1時間程度しか開いていないとかいう現状があったと思うんですが、この緊急雇用によってですね、図書事務の補助員が、それによって開館時間が少し拡大するとか、あるいは図書司書の方が学校事務から、これ学校事務やるわけじゃないから、そこに何か、子供達に対して何か得になるというかメリットになるような働きかけは出来るようになるんですか、これは。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 平成16年の4月から、学校事務と事務補助員と図書事務員が一本化されております。それでどうしても学校事務のほうに重点が置かれまして、図書事務のほう若干停滞しているような状況になっております。それで今回この補助金を利用して、その停滞を解消したいと考えておりますので、計上させていただいております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 問題なのはですね、結局図書館の開館時間が少しでも延びて、子供達が利用する時間が増えるのかどうかということです。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） この事務補助員の雇用期間というのが6カ月間ということで決まっております、その期間だけの対応となりますので、現状維持だと思います。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 17ページの一番上の草刈委託料に関して、委託先と延べ人数と時間単価、時間、分かる範囲でお教えてください。

○委員長（清水章一委員） 教務課長。

○教務課長（井上和雄） 委託先につきましてはシルバー人材センターを考えております。

それと委託時間等につきましては、面積でいっておりますので小学校の総面積、6校合わせたところで2万165㎡、中学校が3校の面積が1万9,487㎡で予算を計上、算出させていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） だから、広さ、面積で、要するに向こうが見積もってきた額ということですね。だからシルバー人材センターは一般の家なんかの草取りなんかする時には時間ですよ、単価が決まっていて、何時間かかったからサインしてくれで請求がくると思うんだけど、これは面積からこれぐらいでやってくれということでやったのか、それとも向こうが見積もり出してきたのか、聞かせてください。

○委員長（清水章一委員） 教務課長。

○教務課長（井上和雄） 例年同じ面積で学校のほうの草刈りの委託を行っております。

それに合わせまして、通常の場合は年1回と、学校によっては部分的に、本当一部でございますけど年2回草刈りをしているところがございます。それを平成21年度では220万円の予算を計上しているところですけど、年2回しているところも、今回はとにかく全学校を1回ということで今回見積もりといたしますか、予算を計上しているところです。人員的には大体12名ぐらいということでお聞きしておりますけど、あと内訳としましては、シルバーの場合は配分金とか材料、消耗品、処理費、事務費という形でのトータルになっております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 歳入に入ります。8ページ、9ページをお開けください。

18款1項1目基金繰入金について、説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 今回の補正の歳入の不足額を財調で考えております。

ちなみに予算ベースで、この繰り入れを行った残額でございますけれども、約8億9千万円の残、予算ベースの残になります。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 第2表、債務負担行為補正に入ります。4ページお開きください。

地域イントラ機器保守委託料、地域イントラ機器賃借料について、説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（大藪勝一） この保守委託料及び賃借料の債務負担行為の補正でございますが、関連がありますので併せて説明をさせていただきます。

平成14年度地域イントラネット事業で設置しておりました地域イントラ機器の更新を予定していることから、今回補正を行うものでございます。内容的にはサーバーとか、それから無停電電源装置、ネットワーク監視装置機器、ラックなどございまして、今年の9月に更新を予定をいたしております。5年リースというふうなことで予定しているところです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では議案第48号の当委員会所管分全般について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで説明、質疑を終ります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 今回の補正、特に緊急雇用対策のほうもかなり具体的に出始めてきているんですけども、さっき学校の問題でちょっと言いましたけども、創出のほうですね、雇用創出のほうで先ほど言いましたように、学校の図書館がほとんど開いていないような状態で、それは司書がやはり学校事務のほうに非常に比重が多く関わらなきゃいけないような状態で、図書館が開けないという状況が現実的にあると思います。やはり今子供達の活字離れとか非常に深刻な問題にもなってきていますから、やはり私はこの部分非常に今後創出を考えられるうえでぜひ検討の中に入れていただきたいという要望をいたしまして、賛成討論といたします。

○委員長（清水章一委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第48号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第48号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時38分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 以上で、当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了しました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認め、おはかりしたとおり決定しました。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午前11時39分

太宰府市議会委員会条例第27条により上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 21 年 8 月 24 日

総務文教常任委員会 委員長 清 水 章 一